

(1) 給与、賞与、賃金、報酬、アルバイト収入など、雇用主から労働の対価として支払われる収入

月額の見込みの例①

- ・時給 900 円、1 日 4 時間、週 4 回勤務で、一か月の勤務日数の上限の定めがないとき
 $900 \text{ 円} \times 4 \text{ 時間} \times 4 \text{ 回} \times 4.5 \text{ 週} = 64,800 \text{ 円} \Rightarrow \mathbf{64,800 \text{ 円を記入}}$

※ただし、労働条件上の収入と実際の収入が大きく異なるときは、最近 3 か月の収入のうち、最大額を記入

月額の見込みの例②

- ・時給 900 円、1 日 4 時間、一か月に 16 日勤務のとき
 $900 \text{ 円} \times 4 \text{ 時間} \times 16 \text{ 日} = 57,600 \text{ 円} \Rightarrow \mathbf{57,600 \text{ 円を記入}}$

※ただし、労働条件上の収入と実際の収入が大きく異なるときは、最近 3 か月の収入のうち、最大額を記入

月額の見込みの例③

- ・時給 900 円、都合のよいときのみ出勤するときで、上限の定めがない場合
 $\Rightarrow \mathbf{\text{最近 3 か月の収入のうち、最大額を記入}}$

(令和 4 年 10 月 1 日以降の見込) ※二つ以上の職場で働いている場合は、合計額を記入

ない・ ある	月額（見込） 上記例参照 円	年額（見込） 円
ない ・ある	令和 4 年 10 月 1 日から、認定希望者が勤務先で健康保険の資格を取得する予定	

健康保険の資格を取得する方は、収入が少なくても共済組合の被扶養者になれません（この書類を提出しないでください）

月額(見込み)×1.2
+ 1年間の賞与の額
として計算

添付書類（退職しているが所得証明書に給与収入が計上されている場合も必要）

- 令和 4 年 9 月 30 日までに退職しているときは退職日が確認できる書類
- 令和 4 年 10 月 1 日現在勤務しているとき（休業中も含む）は労働条件等証明書